

KAMA ちゃんの「廃棄物ひとくちコラム」

廃棄物処理法はどう変わったか（その 8：最終処分場の規制強化の歴史）

昨年末に寄稿させていただいた最終処分場に関する話題の続きです。久々に廃棄物処理法強化の変遷という観点で書いてみたいと思います。

法では、第 8 条第 1 項一般廃棄物処理施設許可の規定の中に一般廃棄物最終処分場が「一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所」と定義付けされて登場します。また、産業廃棄物最終処分場の許可について規定しているのは、法第 15 条第 1 項ですが、具体的に対象施設を定義しているのは、同項の委任を受けた政令第 7 条第 14 号で、産業廃棄物の埋立処分の用に供する場所として

イ 遮断型最終処分場

ロ 安定型最終処分場

ハ 管理型最終処分場

が規定されています。（イ～ハの違いについては次回以降のコラムで書きます。）

何れも対象施設の後に能力規模の表示がされていないので、全ての埋立処分の用に供する場所が許可施設に該当することを意味しています。

こうした最終処分場について、廃棄物処理法 53 年間の歴史を振り返ってみると実に興味深いところが沢山ありますので、以下にそれを挙げてみます。

1 法制定当時は、廃棄物処理施設には非該当であった

法 8 条や 15 条の廃棄物処理施設に関する規定は、法制定時には既に存在していましたが、対象施設は何れも中間処理施設であり、埋立処分する場所は含まれていませんでした。つまり、「貝塚」に代表されるように古代から不要物を埋立処分するのは、我が国伝統の文化であり、中間処理施設のように処分施設として運転管理をするという概念は存在しなかったからであろうと推測します。

2 最初に法 8 条・15 条施設として登場するのは昭和 51 年

法施行から約 5 年が経過した昭和 51 年に初めて「最終処分場」という名称が登場し、同時に

構造基準や維持管理基準が規定されました。（詳細は次回以降のコラムで）

3 当初は届出制から平成3年の改正で許可制に強化

法8条・15条施設の設置については、法制定時から届出制度が採用されてきましたが、平成3年の大改正で許可制に強化されました。同時に、市町村設置の一般廃棄物処理施設については、届出制を維持するため、8条の規定が一部9条に分割されました。

4 平成9年面積要件撤廃

2で述べたように昭和51年の法改正で最終処分場が規制対象になりましたが、抜け道があって、一般廃棄物最終処分場及び八管理型産業廃棄物最終処分場については1,000㎡、□安定型産業廃棄物最終処分場については3,000㎡未満の規模の埋立地にあつては、除外されていました。この結果、「ミニ処分場」と呼ばれる小規模埋立地が乱立し、全国的に問題が生じていました。これを受けて、平成9年の法改正で面積要件が撤廃され現在のような全ての埋立場所が許可施設に該当するよう強化されました。

身の回りに起こりうることとして注意したいのは、これによって例えば自社敷地内にスコップで小さな穴を掘って廃棄物を埋める行為は、この条項に違反することになった点です。先ほど述べた我が国の文化であった不要物を地中に埋める行為は、全てがこれに該当することになりました。

5 同時に構造基準と維持管理基準を強化するとともに告示・縦覧施設に指定

詳細は、次号以降に記載しますが、例えば処分場底面の遮水シートの二重構造が義務付けられるなど、環境リスクを軽減する目的で構造基準や維持管理基準が強化されました。

また、この法改正で、焼却施設やPCB処理施設とともに最終処分場が告示・縦覧施設に指定されました。これらの施設は、環境リスクの程度がより高いものという考えのもとに、設置手続きにおける「関係住民の意見聴取」や「専門的知識を有する者への意見照会」が義務付けられるとともに、それに伴う設置計画内容の縦覧手続きを必要とする制度強化が行われました。

6 定期検査制度の導入と維持管理記録のインターネット公表義務付け

平成22年の法改正で、前項に記載した最終処分場等の告示縦覧対象施設に対して、定期検査制度が導入されました。違う表現をすれば、廃棄物処理施設の更新許可制度と言えるものです。廃棄物処理業許可には、原則として一般廃棄物2年、産業廃棄物5年の許可期限が設けられていますが、施設許可には従来許可期限が設定されていませんでした。この改正により約5年毎に定期検査を受けて構造基準・維持管理基準に適合していなければ使用してはならないことになりました。本来は、立入検査によって不備を指摘し是正対応を求めれば済むことですが、こうした

更新制度の導入により、確実・厳格に基準適合状況がチェックされることになりました。

また、この法改正では、告示縦覧対象施設については、廃棄物処理量や放流水水質分析結果等の維持管理記録をインターネット等に掲載することにより、社外に公表することが義務付けられることになりました。

以上のように、最終処分場に対する法令強化の歴史は凄まじいものがあることがお判りいただけたものと思います。具体的な規制内容については次回以降に記載させていただきます。